



中津市監査委員告示第 9 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年度定期監査の結果を
別紙のとおり公表する。

令和7年6月25日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 木ノ下 素 信

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 消防本部 総務課
 福祉支援課
 福祉政策課・監査指導室

2. 監査の対象期間 令和5年度分

3. 監査の実施期間 令和7年4月11日～令和7年6月25日

4. 監査を実施した監査委員 岡 雅 一 ・ 木ノ下 素 信

5. 監査の着眼点及び実施方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和7年7月1日(火)までに文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【消防本部 総務課】

(指摘事項)

(1)契約事務

① 見積執行伺いの合議先

修繕業務において地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」の理由により特命随契（1者）をしているが、総務課及び契約検査課の合議を行っていない（令和6年11月1日以降は契約検査課のみ合議）。中津市随意契約ガイドラインに基づき適切な事務処理を求める。

② 公印使用承認

見積執行伺いの公印使用承認欄に押印がない起案書が散見される。中津市公印規則に基づき適切な事務処理を求める。

③ 現場説明会

修繕業務や委託業務等において契約事務マニュアル（3-2）では、仕様等の入札条件における認識違いがないように、現場説明書を作成し業者の記名・押印をもらうこととされている。必ずしも現場説明会が必要とは限らないが、開催した場合は仕様書・図面等の現場説明書とともに現場説明参加者名簿等を作成し保存するよう求める。

(2)長期継続契約の検討

消防団管理システム賃貸借契約は、令和2年2月の導入以後ずっと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の理由により特命随契（1者）によって単年度契約を繰り返しているが、この間の見積・契約金額の変動はない。今後もそうだとはいえず相手側の意向もあることは理解するが、事務負担の軽減のためにも「中津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例規則」第2条第2項第4号に該当する本契約について、長期継続契約（5年）の締結に向けた検討を行うよう求める。また、同規則に該当する他業務についても同様である。

(3)契約書の公印について

委託業務等の契約書に押印する公印（市長印）については、「中津市公印規則」第3条 別表第1に規定されている形式番号6の市総務課管守の公印（市長印）を使用しなければならない。しかし、消防本部総務課総務係が担当する各種業務の契約書には、ほとんどにおいて消防本部総務課管守の公印（市長印）を押印している。この印は同条によって「市長名をもってする消防本部からの文書（許認可証等に限る。）」と用途が限定されているため不適正である。適正な事務処理を求める。

【福祉支援課】

(指摘事項)

(1)支出事務について

(成年後見制度法人後見支援事業)

- ① 提出された実績報告書のうち、決算報告書に勘定科目毎の合計額しか記載されておらず内訳書がないため額の正当性の判断ができない。
これは前回(令和3年度)定期監査時にも同じ指摘をしているが改善されていない。
- ② 仕様書において「備品等財産を取得する経費は含めないが、本事業に必須である車両やコピー機のリースに係る経費は含めるものとする」と定めてあるが、決算報告書を見ると、耐火金庫購入費495,000円が計上されていた。
補助対象経費として認めた特別な理由を示されたい。

(障がい者スポーツ大会及び秋の交歓会補助金)

年度末に事業完了報告書を提出し、令和6年5月9日に補助金を一部返納しているが、本年度は秋の交歓会には参加していないため、令和5年5月末には事業を完了しているはずである。

補助金交付要綱第7条では、事業が完了したときは遅滞なく実績報告を提出するよう定められている。

前回(令和3年度)定期監査時にも同様の指摘をしているが、その後具体的にどのような対策を行ったのか示されたい。

(2)その他

(監査の結果)

前回(令和3年度)の定期監査で指摘された事項で改善されていないものが多数見受けられた。

相手方との交渉が必要なものやシステム改修に費用が発生するもの等は仕方ないが、様式の変更や事務の改善等、すぐにできるものもそのままになっている。

監査の結果は必ず課内で共有し、異動等で担当が変わっても確実に引継ぎができるよう注意されたい。

【福祉政策課・監査指導室】

(指摘事項)

(1)支出事務について

(会計年度任用職員勤怠管理)

会計年度任用職員2名について、出勤簿と勤務状況報告書に差異があるものや、休暇承認願が関係書に閉じられていないものが見受けられた。

出勤簿、各種休暇承認願、勤務状況報告書のチェックを行い、誤りが無いよう十分確認のうえ支給計算を行い、適切な勤怠管理を徹底されたい。

(2)財産管理事務について

(教育福祉センター施設使用申請及び許可、使用料)

- ① 中津市教育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定にある使用申請書の使用条件欄などの記載漏れや誤りが多数見受けられた。

特に減免区分はほとんど記載されていない状態で、同施行規則第3条の規定にある使用許可書が使用申請書と複写となっていることから、使用許可書についても記載漏れがあると推察される。

申請書及び許可書は使用料決定の根拠となる重要な書類であり、適正に処理するよう指導すべきである。

- ② 使用料の決定において、中津市教育福祉センターの設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定とは異なるものが見受けられた。

同条例別表の摘要欄において、入場料等を徴収する場合は10割相当を加算、物品の展示説明販売等の営利を目的とする場合は20割相当を加算と定めているが、施設申請書の記載内容によると加算が異なるものや加算の根拠が定かでないものがある。

同条例第14条第2項に「利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする」との規定があることから、内規等を定めるなど明確な基準で使用料を徴収するよう指導すべきである。